

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	空調系弁点検作業前に放射能を測定するため、協力企業作業員がタービン建屋2階の空調機械室へ入室しようとした際、入口扉の枠につまづいて転倒し、右肩を床に打ちつけた。作業終了後、事務室において痛みを訴えたため、業務車で病院に搬送した。	A	3月17日公表済 (PDF63KB)

その他：29件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水脱塩装置空気圧縮機アフタクーラ点検において、耐圧試験圧力の10倍の圧力をかけたことが認められたため、対応検討	C	
2	1号機	中性子源領域モニタ（24）定例試験（校正試験）において、「ペリオド（中性子束が約2.7倍になる時間）短」表示ランプの不点灯が認められたため、当該ランプ表示回路を点検・修理	C	
3	1号機	中性子計装系平均出力領域モニタ（2）高圧電源基板の故障により、局部出力領域モニタ（24-41C, 08-25C, 40-25C）の信号喪失が認められたため、対応検討	D	
4	1号機	復水脱塩装置空気圧縮機アフタクーラ点検において、耐圧試験圧力の10倍の圧力をかけたことにより管板面に水のにじみが認められたため、当該管板を修理	D	
5	2号機	低圧復水ポンプ（B）入口配管接続部より水のリーク（1滴/2秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）潤滑油タンクのオーバーフローボックスに油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	2号機	炉心スプレイ系（A）系統手動隔離弁の弁開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全閉でランプに両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
8	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット隔離操作において、「燃料取出し前の状態」手順書を使用すべきところ、「駆動水圧制御ユニット分解点検時の状態」手順書を使用したことが認められたため、対応検討	C	
9	3号機	廃棄物処理系脱水用フンダフィルタ出口弁の弁開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全開で赤ランプの不点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
10	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）潤滑油加熱器入口棒状温度計に指示不良（感温液切れ）が認められたため、当該温度計を交換	D	
11	3号機	タービン建屋1階原子炉建屋南側二重扉付近のルーフトレン配管より雨水の浸入が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
12	3号機	サービス建屋換気空調系空調機出口空気温度スイッチ付き指示計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	3号機	中央操作室換気空調系空調機（A）冷凍機制御用圧カスイッチに動作不良が認められたため、当該圧カスイッチを点検・修理	D	
14	3号機	原子炉自動減圧系窒素供給配管安全弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	3号機	中央操作室換気空調系空調機（A）蒸気加熱コイル温度制御弁駆動部制御用ポジションナー計装配管に外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	4号機	燃料プール冷却浄化系循環ポンプ（B）出口逆止弁点検において、弁体シート面に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
17	4号機	廃棄物処理建屋1階大物搬入口壁面のひびより雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	4号機	中央操作室制御盤（9-6）主復水器水室（C2）出口圧力指示計に指示不良（固着）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
19	5号機	原子炉冷却材浄化系ブロー流量制御弁駆動部計装品点検において、計装配管接続部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
20	5号機	高圧注水系タービン点検において、制御装置油圧増幅器ネジ山に損傷が認められたため、当該部を修理	D	
21	5号機	取水設備バー回転式スクリーン（E）入口洗浄水圧力計用検出配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
22	5号機	中央操作室換気空調系ダクト耐震性向上工事に伴うサポート基礎ボルト用穴開け作業において、中央操作室照明器具の一部（6台）を消灯させたため、当該照明用回路を点検及び対応検討	C	
23	5号機	試料採取系燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器入口導電率計用流量調整弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
24	5号機	原子炉格納容器圧力抑制室内非常用冷却系ポンプ入ロストレーナ（炉心スプレー系（B））使用前事業者検査において、流量指示計に動作不良（ハンチング）が認められたため、検査を一時中断及び対応検討	D	
25	6号機	廃棄物処理系機器ドレン混合ポンプ計量タンク（B）戻り弁等（2台）駆動部点検において、弁駆動部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
26	6号機	所内ボイラ給水ドレンタンク水位調節弁（61）点検において、弁駆動部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
27	6号機	ポータブルばい煙測定器の購入において、検出部の仕様誤りの可能性が認められたため、対応検討	C	
28	6号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器入口流量記録計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
29	その他	水処理設備前処理装置不純物除去機（B）用電動機点検において、冷却ファンの折損及びシャフトに摩耗が認められたため、当該部を修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで